南アフリカ共和国における
原産地規則・表示に関する調査

2010年11月

日本貿易振興機構(JETRO)
ヨハネスブルク・センター

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

目　次

［１］　輸入管理制度 1
　１．原産地規制 1
　２．原産国の定義 8
　３．表示およびマーク 9
　４．輸入禁止品目および輸入規制品目 10

［２］　食品法 12
　１．規制機関 13
　２．輸入規制 13
　３．食品ラベル 13
　４．梱包容器に関する規則 16
　５．農薬および汚染物質 16
　６．輸入手続 17

［３］　アフリカ成長機会法（AGOA） 19
　１．AGOA 原産地一般規則 19
　２．AGOA 繊維製品原産地規則 20

［４］　南アフリカ・EU 貿易開発協力協定（TDCA） 22

［５］　南部アフリカ関税同盟（SACU） 24

［６］　南部アフリカ開発共同体（SADC）　原産地規則 25
　１．SADC 原産地規則の定義 25
　２．SADC 原産地証明書の仕様 25

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［1］ 輸入管理制度

輸入品に適用される約9万の商品関税コードは、南アフリカ歳入庁(SARS)[1]によって定められている。すべての輸出業者、輸入業者はSARSの管轄下にある南アフリカ税関への登録が必要とされる。SARSでは、手続き簡素化のために単一文書(SAD)[2]を採用している。これは輸入、輸出、越境貿易、中継貿易の手続きすべてに使える多目的税関申告書となっている。

通関手続きに必要な書類は以下のとおり。

- 船荷証券原本1通とコピー2通（通関用）。船荷証券は「記名式」(straight)、「指図式」(to order)のいずれでも可。
- 原産地証明申告書[3](DA59)は特恵関税、アンチダンピング関税または相殺関税が適用される物品に使用される。原産地証明を必要とする物品の商業用インボイスには、署名済みの申告書原本を添付しなければならない。
- 商業用インボイスの原本1通、コピー4通。インボイスには通関が価格決定を行うために必要な情報の記載が必要。また、商品名や商標のほか物品の性質や特徴、輸入税の査定や統計作成に必要な細目を記載する必要がある。
- 保険証明書1通。その他の要件については輸入者への指示、保険会社への指示のいずれかまたは両方に従うこと。
- パッキングリスト3通。記載内容は他の書類の記載内容と一致していること。

南アフリカ税関は無償インボイスを認めておらず、貨物には正しい価値を記載する必要がある。規制対象品目を輸入する場合は、積荷を発送する前に輸入許可の取得が必要。許可がない場合は処罰の対象となる。輸入許可証は譲渡不可で交付をうけた者のみ使用できる。また有効期間は交付された暦年内となる。輸入許可証は貿易産業省(DTI)[4] 輸出入管理局長が発行する。規制対象品目は減少しているものの、中古品はほとんどの場合において輸入許可証が必要である。

１．原産地規制

根拠法：1964 年税関・内国消費税法
http://www.sars.gov.za/LNB/MyLNB.asp

1964 年関税･内国消費税法の抄録は以下のとおり。

第 46 条 原産地

（１） 第 49 条または 51 条に異なる規定がある場合を除いて、以下の条件を満たさない場合、本法目的上その物品はその国で生産もしくは製造されたとみなされない。

[1] SARS: South African Revenue Service
[2] SAD: Single Administrative Document
[3] Declaration of Origin Form
[4] Department of Trade and Industry

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(a) 物品の製造費の少なくとも 25%（あるいは第(2)項、(3)項または(4)項で規定される比率による）がその地域で生産された原材料および使用された労働費に相当する。
(*b*) 製造の最終工程がその地域で行われた。
(*c*) 南アフリカ国際貿易管理委員会(ITAC)[5]の要請をうけて、同種類の物品に関して委員長が原則として定めるその他の工程がその地域内で行われた。

（２）委員長はその都度 ITAC の要請に応じて、規定が適用される種類の輸入品や特定地域からの輸入品に関して、第（1）項で規定されている比率を引き上げる事ができる。

（３）大統領は、地域政府との合意により、その地域に限り、第(1）項が適用対象の種類の輸入品に関して、第 51 条の目的上、第（1）項で規定されている比率を引き上げまたは引き下げる事ができる。

（４）委員長は、
(a) 南アフリカで生産または製造された課税対象品その他の物品、あるいは規則で定められている状況が原則的に適用される物品に関して、第(1)項で規定されている比率を引き上げまたは引き下げる事ができる。
(b) 第(1)項の規定からパラグラフ(a)で言及されている物品や同種の物品を規定により除外する事ができる。
(c) 規則で定める生産に関する工程が南アフリカ国内で行われなければ、パラグラフ(a)で言及されている物品や同種の物品を南アフリカ国内で生産または製造されたとみなさない事を規定することができる。
(d) 南アフリカから輸出する物品に関して、第 49 条か 51 条に記載されている協定に基づく特恵関税措置以外で、他国での関税優遇措置が認められている場合、原産地証明やその他の証書を交付する権限、輸出のため通関時に作成する書類、通関に必要な細目、その他輸出業務の運用上必要な要件を規定により定める事ができる。

（５）(*a*)以下の輸入品を持ち込む者は、
(i)第 57A 条で定められている暫定支払い、第 56 条で定められているアンチダンピング税、第 56A 条で定められている相殺関税、あるいは第 57 条で定められているセーフガード措置に関する支払い責任がある。 あるいは、
(ii)特定の国からの輸入の場合その他法令の規制の対象となる場合がある。および、
(iii)支払い、関税その他規制が定められている国以外からの輸入に関して、税関申告書提出時にその物品の原産地証明申告書を業務担当者へ提出しなければならない。
(*b*)委員長は本項の目的上規則に従って以下を規定する
(i)申告書その他の書類、および
(ii)本項の履行にあたり合理的に必要かつ有効であると委員長が考えるその他の措置。

[5] ITAC: International Trade Administration Commission

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

当該法の2008年改正内容は以下のとおり。
1964年関税・内国消費税法第46条と120条に従って1995年12月8日政府通達R.1874で交付された規則は、本法の付属文書に記載されている範囲で改正される。

(a) 規則46.04は以下と置き換える
*(a)*パラグラフ*(d)*で記載されている物品を除いて、個人で使用するための輸入品を申告する者や、いったん税関倉庫や保税倉庫に保管しその後個人で使用するために通関を行う者は、SADと一緒にサプライヤー作成によるパラグラフ*(b)*の規定に従って認証された原産地証明申告書（DA59)を業務担当者に提出しなければならない
(i) 対象となる物品は以下の通りである
(aa) 付属文書第2号に規定されているアンチダンピング税、相殺関税または保護関税。あるいは
(bb) 特定の国からの輸入品で他の法令で規制されている物、および、
関税や規制の規定がない国やサプライヤーからの輸入品
(ii) DA59が必要な輸入品に関しその他の規則がこれを定める。
(b) 提出するDA59は、書類の該当欄に輸出国で書類の証明を担当した機関の証明がなければならない
(c) 以下の項目に関して パラグラフ*(a)*と*(b)*の要件がまだ作成されていない場合
(i) 付属文書第2号に規定される反ダンピング税、相殺関税、保護関税の対象となる物品の場合、物品をリリースする事は適切な関税保護に反すると考えられる
(ii) 他の法令で定める規制の対象となる物品の場合、第113条（8)項に従って留め置かれる。
(d) 第49条の規則に従って原産地証明が作成されている場合、DA59フォームは不要である。ただし、原産地基準が同法第46条第(1)項の規定より低い条件の場合を除く。

1964年法の第49条の内容は以下の通りである。

49.一般関税率より低い関税に関する協定、および、税関行政を必要とする事柄に関する協定
(1)(*a*)1996 年南アフリカ共和国憲法第 231 条に規定される通り、南アフリカを拘束する国際協定とは、次の協定である。
(i)関税優遇措置とその措置の基になる原産地規定を含む協定
(ii)関税協力に関する情報交換や相互技術援助を含む関税協力に関する協定
(iii)中継貿易や中継施設を規定する協定。あるいは、
(iv)アフリカの地域の政府との関税同盟協定
(v)明示的または暗黙的に関税法による運営を必要とする事柄について定める協定
これらの協定、議定書またはその他の規定は本法の一部として第 48 条の(1)と(1A)、あるいは本条の(5)または(5B)に従って施行される。
(*b*)(i)これらの協定、議定書、その他の規定、実施を簡便化するための規則、原産地資格に関する対応リスト、協定や議定書の付属文書や追加項目、政府間、委員会、協定により設立された機関が合意した事項、委員会や機関が課した決定や条件は、第 48 条の第(1)項と(1A)項、あるいは本条の第(5)項または(5B)項に従って、協定、議定書、あるい

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

は規定の改正として官報に通達が記載される事により、通達に記載される日より発効する。

(ii)本条および第 48 条の法律文書とは、文脈により、協定書、協定書の改定版、議定書、それらの一部または規則、表、決定、サブパラグラフ(i)で合意するすべての事項を含む。

(*c*)本条および第 47 条および 48 条の協定は、文脈により別途指示がない限り、国際協定や条約を意味する。

(2) (*a*)委員長は、これらの協定文書を 2 部取得、保管し、第 1 条第（b）項で言及される改正を有効とし、協定の発効日と第（1）項で言及されている交付の日を記録する。

(*b*)協定内容や協定あるいは改正の発効日、交付日について法手続きの中で疑問が発生した場合、その改正された協定文書のコピーや公布日、発効日を充分な証拠として認める。

(*c*)文脈により必要があれば、本条または第 48 条第(1A)項で言及される議定書の規定や協定、その他の部分の解釈や適用について、協定の他の該当規定に従うものとする。

(3)本法の定めにかかわらず

(*a*)輸出入業者、保税エリアからの移動業者、製造業者、免許交付者その他物品の輸出入に従事する者、物品の輸入もしくは輸出、特恵関税対象物品、取得、生産、製造された物品、中継物品もしくは保税倉庫から取り除かれる物品、輸出入品や中継物品や保税倉庫から取り除かれる物品に関する入国やセキュリティ、その他関連する規定や関税手続きその他の権限に関する本法の適用は、第 49 条の協定、議定書、協定の他の条項や一部の条項を発効する目的において、場合に応じて他の協定、議定書、協定の他の条項や一部の条項に準拠する。

(*b*)本法の中で議定書や協定内のその他の部分の条項が言及されている場合、それは第 49 条第(1)項(*b*)で言及されている文書、議定書や規則、文書を規定する協定の条項への言及を含むとみなされる。

(4)(*a*)取得品、生産品もしくは製造品、特別な場合の輸出入品の原産地を確認する中で他の条約や協定が言及されている場合、委員長は当該の協定や条約文書を 2 部取得、保管し、改正内容を発効し、貿易産業省大臣の指示に従って協定や条約の発行日を記録する。

(*b*)第(2)項(*b*)は協定や条約に必要に応じて変更を加えて適用（準用）される。

(*c*)協定や条約の条項の遵守が要求される範囲において、当該協定が構成内容として含まれているとみなされる。

(5)協定や議定書、その一部の条項が第 48 条第（1A)項の物品の原産に関係していないが、何らかの形で税関や管轄機関、地方、国家立法組織に言及することで明示的、暗黙的に本法に基づく運用を必要とする場合、大臣は、「第 49 条第（5）項に基づく協定、議定書、その他条項」という題名で、本法の第 10 号添付文書にある官報への通達により、下記の文書を発表する。

(*a*)第(1)項(*a*)の目的上、付属文書の別章として、協定、議定書、協定の他の条項（添付文書を含む）

(*b*)第(1)項(*b*)の目的上作成される文書

(*c*)付属文書第 10 号の注釈で以下を含む

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(i)定義
(ii)単語や語句の解釈や置き換え
(iii)協定、議定書、協定の他の条項や一部の条項を発効させるために作成された本法の条件、手続き、条項
(iv)委員長や役人の権限、義務、機能

(*d*)付属文書第 10 号の改正内容とその注釈（遡及的適用があるなしにかかわらず）

(5A)第(5)項(d)の条項に基づいて行われた改正に関して第 48 条第(6)項が必要に応じて変更を加えて適用される。

(5B)第(5)項の規定に関わらず、第 48 条第(1A)項に基づいて発表された議定書やその他の部分以外に協定や議定書の全文を通達に掲載する場合がある。その場合、協定や議定書全部が第(1)項(a)で定める本法の一部として制定される。

(6)協定の規定（議定書やその他の条項、本条で定めるその他の法律文書を含む）の運用とそれを発効させるための手続きの適用に関して、本法の定めにかかわらず、委員長は

(*a*)これまで運用されてきた規定に関連する事項の決定、義務の遂行、条件の設定を行う。この中には以下に関する決定、義務の遂行、条件の設定が含まれる
(i)輸入品、輸出品、取得品、生産品もしくは製造品、生産もしくは製造に使用された物品もしくは輸入品の関税価額に適用される付属文書第 1 号第 1 部あるいはその他の部の見出し
(ii)関税価額が不明または確定できない場合は、最初に確認ができる価額
(iii)以下の手続きを規定もしくは特定する条項
(*aa*)輸出入品の原産地または原産地証明
(*bb*)物品の輸出入、生産もしくは製造および工場引渡し価格
(*cc*)関税割当
(*dd*)関税協力に関する相互、技術援助
(*ee*)中継貨物、中継貿易、中継施設
(*ff*)原産地証明が必要な物品の輸出入や中継貨物、中継貿易、中継施設に関するいかなる事柄において、個人が代表になっている場合、代理店との関係の要求
(*gg*)インボイス申請を発行する輸出業者の承認、その承認の撤回もしくは拒否
(iv)暗黙または明示的に税関行政を必要とする合意や議定書、その他規定で定められている権威、義務、機能 、手続き
(v)第(4)項で言及されている条約や協定
(vi)拘束的原産地決定や手続き

(*b*)下記に関する規則策定
(i)協定、条約を含むパラグラフ(a)で言及されている事柄に関する規則
(ii)税関、管轄機関、国内外機関、関税に関する法律その他で明示的、暗黙的に関税の適用が必要な事項に言及している場合の規則
(iii)輸出入品の到着に関する規則、またはその補助文書
(iv)拘束的原産地決定に関する適用、決定、物品の入国その他手順の規定
(v)協定や議定書、その他の条項を発効させるための書式や手続きの規定、本法の条件や規定の明確化

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(vi)3(2)に基づく権限、義務、機能の他の役人等への移譲

(vii)規定を実施するうえで必要または有用とされるその他の事柄に関して

(*c*)委員長が適宜課す条件に従って、個人、輸出業者、生産者もしくは製造者と物品の原産地確定や報告、または協定を有効とする原産地証明の発行を行うための契約を締結する

(7) (*a*)第 47 条第(9)項、第 65 条第(4)項または第 66 条第(9)項の規定に関わらず、輸入品の分類、項目、関税価値の決定に関して、その決定が原産地を決定する物品の製造に使用されている物品に関わる場合、本項に従ってなされる。

(*b*)本項の執行に対し委員長の決定に異議申し立てするために

(i)裁判所への異議申し立ての結果、決定は本法目的上正しいとみなされる。その結果支払うべき金額は、決定が有効な限り存続する。ただし、海外税関との紛争の場合は、協定で規定される紛争解決手順に従うものとする。

(ii)第(8)項の規定に従って、決定が改定、撤回されたり、新しい決定がなされるならば、それらの決定は関税の払い戻しを伴う場合には第 76B 条の規定に必要に応じて変更を加えて適用される。

(iii)決定に対する異議申し立ては、決定がなされた地域または当該物品が個人消費用に到着または輸出された地域を管轄とする高等裁判所扱いとする。

(*c*)異議申し立ては、第 96 条第(1)項に従い、決定日の一年以内に行う。

(8) (*a*)拘束的原産地決定の目的上、別途規定がない限り、

申請者は、委員長に拘束的原産地決定に関する申し立てを行う正当な理由をもつ者を意味する。

拘束的原産地証明とは、本項および規則に準拠して申請者に発行される際に局長を法的に拘束する原産地決定を意味する。

保持者とは、拘束的原産地決定がその者の名前で発行される人を意味する。

(*b*)拘束的原産地決定は、申請者の書面による要求をもって発行される。以下の場合、

(i)特恵関税規定が本項に定めるところに従って締結されている国もしくは国々からの輸入。かつ、

(ii)当該国の税関が発行した原産地証明書、または税関が認めた輸出業者が作成したインボイス申請書がある。

(*c*)問い合わせの結果、証明書が不正確または不完全な情報を元に発行されたことがわかった場合、局長は保持者に有利な拘束的原産地決定を無効とする。

(*d*)無効は決定がなされた日から有効となり、保持者に無効が通知される。

(*e*)拘束的原産地決定は、以下の点で所持者に対して局長を法的に拘束する。

(i)協定の目的上の原産地決定。かつ、

(ii)決定が委員長から証明が発効された日以降に第 38 条第(1)項に従って到着した物品

(*f*)拘束的原産地決定は発行の日より 3 年間有効だが、以下の場合無効となる

(i)拘束的決定が協定の規定や改正の結果拠りどころとなる法に適合しなくなった場合

(ii)第(7)項の異議申し立ての権利に従い、委員長が同項のパラグラフ(*b*)(ii)に従ってそれを撤回した場合

(iii)もはや以下に当てはまらない場合

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(*aa*)原産地での当該物品に関する協定の規定の解釈

(*bb*)高等裁判所や最高裁判所の異議申し立てに関する最終判決

(iv)所持者に事前通知があったとして、以下の状況でそれが取り消しまたは改正される場合

(*aa*)パラグラフ(*c*)に言及されている場合を除いて、委員長は発行の条件がもはや満たされない場合保持者に有利な決定を取り消しまたは無効にする

(*bb*)委員長は、保持者が決定の下で課された義務を満たすことを怠った場合、保持者に有利な決定を取り消すことがある

(*cc*)委員長は、以下の場合、決定を取り消しまたは改正する

z (i)誤って発行された場合。または、

(ii)保持者に不利であって、なんらかの理由で物品が有利な決定の資格があると判明した場合

(*g*)拘束的決定が有効でなくなった日は

(i)パラグラフ(*f*)(i)の場合、本法で協定が施行された改正日、または、本法の他の規定に従って規定が改正された日。または、

(ii)パラグラフ(*f*)(iii)(*bb*)の場合、判決の日、パラグラフ(*f*)(iii)(*aa*)の場合、その解釈が発布された日

(*h*)(i)パラグラフ(*f*)と(*g*)の規定に関わらず、局長が許可する場合、拘束的原産地決定保持者は記載されている日の 6 カ月間、または 3 年で失効するまでのいずれか早い日まで使用できる

(*aa*)その日まで、決定の拠りどころを元に当該物品の購入、販売のために拘束的契約を履行する。かつ、

(*bb*)その決定は輸入税の決定に関してのみ用いる

(ii)サブパラグラフ(i)の規定に従って決定を発動する可能性を利用することを望む保持者は、局長に通知し、サブパラグラフ (i)に規定されている条件が満たされているかどうかのチェックを可能にするため必要な補助書類を提出する。

(9)本法の定めにかかわらず

(*a*)添付文書第 1 号第 1 部に記載されている原産地要件を満たし何らかの特恵関税率を享受する資格があるとする物品を輸入しようとする輸入業者が、何らかの理由で、第 39 条に定められたとおりに入国の時点で原産地証明やインボイス申請書、その他本項で定める物品の原産地要件を満たすことを証明する書類を提示できない場合、当該物品は、拘束的原産地決定が発行されているかどうかにかかわらず

(i)ライセンス税関・保税倉庫に保管される。または、

(ii)担当者の事前承認と担当者が課す条件により、特恵関税率が適用されるものとして税関検査のために入国する、ただし、第一部で規定する一般関税率で計算した金額を暫定支払い、または担当者が認めたセキュリティ料を支払う。

原産地証明やインボイス申請書、その他物品の原産地を確定する書類提出が未決定として、

(*b*)原産地証明、インボイス申請書、原産地資格を確認するその他の書類が担当者の定める期間内に提出できない場合、当該物品に関して添付第一号第一部に記載の一般関税で支払わなければならない。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(10)本法の定めにかかわらず、局長は、税関行政執行の目的で、本項で規定の通り施行されていない協定の規定に関して
(*a*)案件に関する決定、業務の履行、権力の行使、条件の設定を行う。かつ、
(*b*)パラグラフ(*a*)の事柄の規則を策定する。

原産地規則は南アフリカの輸出入で合意が成立している場合に適用される。日本の場合、一般特恵関税制度(GSP)が適用される。日本政府は GSP 制度を 1995 年 4 月 1 日から南アフリカに適用した。本合意は南アフリカ商工会議所（SACOB)[6]やその他商工組合によって運用される。

２．原産国の定義

本規定により、原産の概念は以下の要素を含む。
(a)原産地基準は主に以下のとおり区分される。

- 一般要件、適合の一般規則か物品特有の適合規則、例えば、35％の従価税規則や、製造工程上の非原産地原材料の割合が適合しているなど。
- 完全取得品（すなわち関係地域で一般にある製品）資格のリストに記載されている。
- 蓄積物、リソースをシェアし、実質的な製造工程が互いの地域内で行われたと認められるもの、例えば、相手地域の完全取得品や製造品は相手地域で製造工程に使われている場合は原産と認められる。
- 価格許容度は、認められている地域インプットから許容範囲内の差異を規定する、例えば、規則により第三国で取得した特定の原材料の使用が禁止されている場合、指示されている範囲で規則が免除される。
- 十分に加工された製品は、実質的に製造や加工が行われたとみなされる製品を指す。かつ、
- 相当量の加工が行われていない製品は、実質的な製造もしくは加工工程とみなされず、従って特恵措置の資格がない。例えば、ねじ止め、希釈、混合などの最小限工程等。

(b)資格ユニットは、インプットと最終製品の数量化について言及する。
(c)原材料の分離とは、原産地を決定する上で製品を分離する事ができない場合に使用する会計方法を規制する。
(d)混合物の扱いは、非原産品と原産品が混合している製品について定める。
(e)付属品およびスペアの部品や道具は、同一のインボイス上にある輸入品の一部に含まれるか除外されるかについて定める。
(f)小売用包装および包装材料は、包装された商品と一緒にどこを原産地とみなすかを明確にする。
(g)船積用コンテナと梱包材料は、梱包された商品と一緒にどこを原産地とみなすかを明確にする。
(h)セット品とは、原産地品と非原産地品で構成されている場合にどこを原産地とみなすかを規定する。

[6] SACOB: South African Chamber of Commerce

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

(i)間接材料とは、燃料、水、接着剤など商品の製造工程で消費されるものを意味し、通常原産品とみなされる。
(j)適用免除は、特定国において当事者間で合意した原産地規則から逸脱する場合について規定する。

・地域要件
- 地域の原則とは、自由貿易協定を実施している場合締結国の関税地域を定義する。
- 直接輸送とは、締結国間の直接貿易について規定する。
- 中継とは、第三国を経由する貨物の中継とその移動に伴う要件について規定する。
- 積み替えとは、第三国を経由する積み替え貨物とその移動に関する要件について規定する。
- 展示品とは、第三国の貿易市で展示された商品が締結国の輸入業者に販売された場合にその特恵待遇の資格があるかについて定める。

３．表示およびマーク

貿易産業省（DTI)の管轄下にある南アフリカ標準局(SABS)[7]とその認定機関および代理機関は、国家の標準・認証審査・認定を統轄する機関である。SABSは下記のカテゴリーのラベル表示とマークについて監督する。
- 化学物質
- 電気機器関連
- 食品、健康
- 機械、原材料
- 鉱業、鉱物
- サービス
- 輸送

商品別の技術要件については *http://www.sabs.co.za/* で参照可能。

SABSは委任状(LOA)[8]の発行、すなわち特定の基準を満たさなければならない品目の輸入に関する書類管理を行う。特定の商品は南アフリカへの輸入に際して所定の仕様や基準に適合していなければならない。もし輸入品に品質や標準仕様マークが無い場合、輸入業者が最終的に品質に責任を負う事になる。従って、輸出業者の多くはこの責任を回避するために、当該商品が仕様に適合し標準マークがついている事を確認する。

表示やマークは消費者や環境保護を目的とするもので、上記リストのカテゴリーが中心となる。輸入業者は通常国外の製造業者に工場渡しの時点でこれらのマークやラベルをつける事を要求する。例外を除き、輸入業者、卸売業者、もしくは、小売業者は、荷降ろし開始段階でこれらのラ

[7] South African Bureau of Standards
[8] Letter of Authorities

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

ベルやマークをつける準備をする。ラベルやマーク要件は主に繊維、靴、バッグ等に関するもので、製造業者と原産地を記載したラベルがついていなければならない。マーク、ラベル要件に関する運用はITACが行う。

一般的に、小売業者は、輸入する製品に英語の安全指示やその他の取扱説明書を付けるよう要求してくる。写真や図、またはその両方を英語の説明書に補助的に付けるケースが多い。南アフリカの製造物責任法や規約は米国ほど煩雑ではないが、小売業者、卸売業者、輸入業者は、責任を最小限に留めたいと望んでいる。南アフリカの法律実務は英国商業法およびローマ・オランダ市民法に基づいている。また、消費者のために国内の正規代理店の詳細を表示するのが一般的だが、まれに商品の輸入業者情報を表示する事もある。取扱説明書には国内での保証についての情報も記載する。

ラベルおよびマーク表示における留意点

- 工業品、医薬品の輸入には英語の表示、マークがついていなければならない。また、南部アフリカ関税同盟（SACU)に加盟しており、実質的には加盟国間での物の取引は自由に行える。SACU加盟国は南アフリカ、レソト、スワジランド、ボツワナ、ナミビア。
- 南アフリカ政府は、一定の条件下で遺伝子組み換え（GM)食品のラベル表示を義務付けている。この条件にはアレルゲンや人間･動物タンパク質が含まれている場合や、GM食品が非遺伝子組み換えの同等食品と大きく異なる場合などが含まれる。新たな規則によってGM食品の栄養強化表示（より栄養価が高い等）の実証も要求されるようになった。

４．輸入禁止品目および輸入規制品目

南アフリカの主な輸入禁止品目は以下のとおり。

- 麻酔性および常習性のある医薬品
- 番号がない全自動軍用武器、爆発物、花火
- 毒物およびその他有害物質
- 1,000本当たり2キロを超える質量のタバコ
- 法に違反する銘柄、商標を使用した商品
- 法に違反する模倣品
- 刑務所で作られた製品

貿易産業省（DTI)は年次輸入管理プログラムの中で、輸入許可が必要な物品のリストを公表している。基本的にはDTIの輸出入管理理事会[9]が輸入許可を発行するが、品目によっては他の部局から追加の事前承認が必要な場合もある。

政府官報の通達により、貿易産業大臣は特定の品目の輸入を禁止している。ただし、ITACの権限でその条件に従って発行された許可証がある場合は除外される。輸入許可を要する主な品目は以下のとおり。

[9] Directorate of Import and Export Control

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

- 中古品
  国内で生産できない物に限り中古品や代替品の輸入を認める。従い、実質的には中古品の輸入は禁止されている。衣類、自動車、機械、プラスチックの国内製造業者を保護する目的で、これらの輸入規制により米国や欧州からの低価格中古品の輸入が制限されている。
- 廃棄物、スクラップ、灰、残留物
  バーゼル条約に基づき人の健康と環境を保護する目的で輸入が管理されている。
- その他有害物
  モントリオール条約に基づくオゾン層破壊物質、1988年国連条約に基づく違法薬物製造に使用される化学物質等の物質の輸入は、環境、健康、社会的理由で規制されている。
- 品質規格を満たさなければならない物品。この規制は、自動車の安全性（タイヤ等）向上や人命保護のための製造規格を監視することを認めている。
- その他
  魚、甲殻類、軟体動物、茶、残留物、石油製品、ゴム製品、衣服、履物、金、コバルト、カドミウム、マンガン、銃火器、弾薬、ギャンブル機器、放射能化学物など

ラード、ベーコン、ハム、獣皮（大動物）および皮（家畜・小動物）、動物の毛、ひげ、蜂蜜製品の輸入には検疫証明書が義務付けられている。証明書は農業省が発行する。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［2］ 食品法

1972年食品・化粧品・殺菌消毒剤法第54号法(FCD Act 54 of 1972)[10]
市販の食品、化粧品、殺菌消毒剤の安全性と純正を確立するために制定された。国産品、輸入品、輸出用国産品の違いにかかわらず、製品が南アフリカ国家規格に規定されている健康、安全に関する最低基準を満たすための規格と法的措置について定めている。

南アフリカの食品管理システムは国家、州、市町村レベルで多数の政府機関や代理機関によって施行されており、約14の法条例に基づいて実施されている。厚生省（DOH)[11]、農業省(DoA)、南アフリカ標準局(SABS)下の規制および消費者保護理事会[12]の3機関が食品安全基準を策定している。厚生省管轄下にある食品管理理事会（DFC)[13]は食品の安全を監督し、農業省管轄下には農産物品質保証副理事会（SAPQA)[14]と植物衛生品質理事会（PHQ)[15]がある。複数の機関が協力する仕組みはあるものの、機関ごとの管理調整において生じる問題は完全には解消されていない。

2003年後半、農業省と保健省は協力して政策と実施を分ける新たな国家食品管理システムを作った。これにより、国立食品管理機構[16]と食品検査庁[17]の2つの組織が設立された。国立食品管理機構は、主要部門が農業省内に所在する政策担当の政府系マルチセクション機関である。食品検査庁は、現在様々な政府省庁や代理組織が行っている法律を執行する準政府機関である。

2006年11月18日には、1972年FCD法に基づく微生物基準に関する規定が改正され、以下の果物ジュースの販売が禁止された。
・1ml中の生菌総数が1万CFU[18]以上
・1ml中の大腸菌数が100 CFU以上
・1ml中の酵母・カビ数が1,000CFU
・1ml中に検出可能レベルの大腸菌が存在する
・25ml中に検出可能レベルのサルモネラ属菌を含むもの

[10] Foodstuffs, Cosmetics and Disinfectants Act
[11] Department of Health
[12] Directorate of Regulatory Affairs and Consumer Protection
[13] Directorate of Food Control
[14] Sub-directorate Agric Product Quality Assurance
[15] Directorate of Plant Health and Quality
[16] National Food Control Authority
[17] Food Inspection Agency
[18] CFU: Colony Forming Units

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

１．規制機関

SABS内の食品および関連産業部（FAI)[19]には、食品検査官がおり、他の省庁と協力して魚介類や魚介缶詰の国内生産品と輸入品の両方の食品安全性を監督している。また、FCD法に従って魚介製品の品質証明書、衛生証明書を発行する。
農業省管轄下の食品および獣医サービス理事会[20]は、1984年動物疾病法[21]および2000年食肉安全法[22]の執行機関となっている。この2つの法は生産チェーンを保護および規制するために制定されたもので、動物や動物製品の輸入を申請する場合にはこれらの法律や国際基準その他の要件に従って査定される。

２．輸入規制

食品および農産物の輸入は、国内で定められる食品衛生や植物検疫法に適合していなければならない。一般に人命や健康に害を与える物は輸入が禁止されている。食品規制はCODEX規格に従っており、輸入されるすべての食品や農産物（植物を含む）は害虫に汚染されていない事とその使用目的に適している事を証明する必要がある。

農産物や食品の輸入に適用される衛生・検疫の規則と手続きは、すべての種類の製品とほぼ同様である。輸入法では、南アフリカ関税地域に到着する物品が衛生・検疫規則を満たすよう確認する事は輸入業者の責任となっている。行政機関は物品と輸入書類を照合し、輸入の可否を判断する。

輸入品と輸入書類が一致していない場合、輸入前に税関の指示に従い適切な措置を行わなければならない。それを怠った場合、輸入が拒否され国外での処分や廃棄を命じられる事がある。従って、輸出入業者は物品の発送前に基準を満たしているかどうかを十分に確認する必要がある。

３．食品ラベル

規則
食品のラベル表示と広告に関する規制については以下を参照。
・Regulations relating to Labelling and Advertising of Foodstuffs-R146/2010
http://www.doh.gov.za/department/foodcontrol/legis.html#8

一般条項
ラベルに表示が義務付けられている情報は、

- 英語および可能であれば英語以外の10公用語のうちひとつを用いること
- イラストやラベルの背景、その他の表示項目と区別できるよう明記する

[19] Department of Food and Associated Industries
[20] Chief Directorate Food and Veterinary Services
[21] Animal Diseases Act 35 of 1984
[22] Meat Safety Act 40 of 2000

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

業者の名称および所在地
事業者、製造業者、生産者、管理会社。包装を外部に委託した場合は委託元の事業者名と所在地。文字サイズは高さ1ミリ以上とする。

商品の名称
商品名は調製方法、表現、包装材等を正しく記載し、消費者に誤解を与える表記であってはならない。名称はメインラベルに太字で高さ4ミリ以上の文字で表記する。

保証表示
食品の保証内容を表現する言葉や説明は商品名に近接する箇所に表示し、商品名の少なくとも3分の１の大きさで明記する。

原材料名
含有量の多い順に記載する。保存料が含まれる場合は一般化学名で表記し、その前後どちらかに「保存料」という用語をつけて成分表に記載する。酸化防止剤として使用されている保存料は、一般化学名で表記し、その前後どちらかに「酸化防止剤」という用語をつけて成分表に記載する。色素の黄色5号が使用されている場合、成分表に「黄色5号」として別途明記しなければならない。グルタミン酸ナトリウム（MSG)の使用は成分表に明記しなければならない。成分表が不要な食品は、水（炭酸ガスを含み炭酸水である事を示す名前がついているもの）、単一種だけを発酵させて作った酢、牛乳のみあるいはスターターカルチャーかレンネットを添加した乳製品、1962年ソルガムビール法[23]に基づく飲料、1989年アルコール飲料法[24]でビールと規定されているもの。

イラスト表示
製品に含まれていない食品をイラストで表示することは、それが含まれていると消費者に誤解を与える可能性があることから禁止されている。ただし、「調理例」という用語あるいはイラスト表示を正当化する言葉がラベルに印刷されている場合は除く。

内容量
正味容量はキロやグラムなどのメートル法単位で表示する。文字は均一で、文字の大きさは先頭の“ｇ”が商品名、商標、ブランド名の少なくとも1/4、あるいは1.5ミリのどちらか大きい方とする。正味容量の文字は背景と対比する色を使って表示し、メインラベルに表示しない場合は太い連続線で囲んだ枠内に表記しなければならない。正味容量表示に“net mass（正味容量）”、“net（正味）”の文字を使用してもよい。

保存方法
商品の保存方法と一緒に調理済みか未調理かの記載を高さ3ミリ以上の文字でメインラベルに表記しなければならない。
Uncooked/raw – Keep Frozen（未調理/生―冷凍保存）

[23] Sorghum Beer Act of 1962
[24] Liquor Act of 1989

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

Partly cooked – Keep Frozen（一部調理品－要冷凍保存）
Cooked – Keep Frozen（調理済み－要冷凍保存）

食品の格付け
製品の格付けはラベルに表示すること。

製造年月日と工場コード
製造年月日と製品が包装された工場識別コードは、ガラス瓶の場合はキャップかラベルにマークまたはスタンプで表示する必要がある。コードの使用はキーコードがSABSに公開されていれば使用可能である。

原産国名
ラベルに原産国を表示すること。

非標準品
非標準品に該当する場合はメインラベルに「非標準品(Substandard)」とはっきり表示すること。文字の大きさは商品名か商標いずれか大きい方の最低でも半分のサイズとする。

使用方法
必要な場合は表示すること。

ラベル
前述の情報は包装または包装を覆うラップに印刷するか、包装に貼る事が認められている材質のラベルに印刷すること。清潔で明確なラベルを剥がれないように添付すること。他のラベルや包装に印刷されている情報に重ねづけしてはならない。商品の保存状態によって劣化する材質のラベルやシールは使用してはならない。

大梱包箱（マスターカートン）のマーク
清潔かつ壊れていない箱を使用すること。商品の入り数と正味容量のほか、前述の情報を箱に印刷する（ステンシル印刷も可）。製造業者の住所は番地などの細かい情報を表示する必要はないが、業者を識別するのに十分な情報を記入すること。梱包日と該当する場合はバッチ番号を、スタンプまたは他の方法にて箱か箱に貼付したラベルに表示する。

栄養表示
栄養表示は食品ラベルまたは付属のラベルに表示すること。ラベルの見出しを「栄養情報」とし、100ｇまたは100ml中のおおよそのエネルギー、たんぱく質、炭水化物、脂質、食物繊維の総含有量のグラム数、ナトリウム含有量のミリグラム数、RDA（基準一日摂取量）のたんぱく質を表示しなければならない。病気の治療・予防を目的とする食品のラベルには栄養情報、酸性バランスのmol浸透圧濃度、摂取回数、加水分解動物・植物たんぱく質の性質、アミノ酸の情報、脂肪性酸・炭水化物の性質、3ミリ以上の太字体で「USE UNDER MEDICAL SUPERVISION（医師と相談して使用する）」と表記する。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

遺伝子組み換え表示

南アフリカの保健に関する規則は、アレルゲンやヒト・動物タンパク質が含まれている場合や遺伝子組換え食品が非遺伝子組換え食品と大きく変わる場合などの特別な場合に、遺伝子組換え食品のラベル表示を義務付けている。また、遺伝子組換え食品の栄養強化表示（「より栄養価が高い」など）の実証も義務付けている。非遺伝子組換え製品の場合は、そのことを表示する必要はないが任意で「遺伝子組換えでない」などの表示をすることはできる。

４．梱包容器に関する規則

ドライアイスやジェルを使用する場合、出発地、通過地、最終目的地の温度を考慮する必要がある。チルド品はドライアイスまたはジェルパックを入れた断熱容器か、ジェルパックを入れた段ボール箱に詰めること。通常の氷で梱包してはならない。冷凍品はチルド品と同様にドライアイスまたはジェルパックのいずれか、またはその両方を使用して梱包すること。乾燥品は内容物の損傷を防ぐためしっかりと梱包する。

カートンに貼付するラベルに内容物が乾燥・チルド・冷凍のどれに該当するかを表記すること。積荷は色つきラベルで表示し、すべての箱に取扱業者名、住所、仕向け地、積荷カートン総数、プロフォーマ/商業インボイスのコピーを一部ずつ入れる。

５．農薬および汚染物質

管轄機関：南アフリカ保健省（DOH）

DOHは農薬やその他の化学物質、金属等、輸出入食品に含まれる最大残留基準（MRL）の承認を行う。南アフリカ農務省（NDA）は農薬の使用ガイドラインを作成している。農薬のMRL分析は港から実験所までDOHの検査部門が担当する。輸出の場合、食品規則のMRLは農務省、南アフリカ標準局（SABS）、生鮮食品輸出管理委員会（PPECB)[25]、業界のワーキンググループ、農業化学企業や専門技術者等が、約14の法律に基づいて協力して行っている。PPECBは、輸出品のMRL分析を行う。そのほかMRLに関係する政府機関には技術的なアドバイスを提供する農業研究協議会（ARC)[26]がある。

輸入食品の農薬の最大残留基準は1972年FCD法（1972年第54号法）に準拠する。食品の輸入管理は港湾保健サービスと州保健局が法律に則って行う。

生鮮品の輸入にあたっては国内のCodex規格を用いる。MRL試験は高価な検査のため、港湾当局は最後のMRL試験から5年経過した際に通知する（市販されている登録農薬には約10万種類の化学物質が使用されており、優先順位をつけるのは容易ではない）。しかし、積荷からサンプルを常に採取し、食品色素、アフラトキシン、保存料、甘味料、ラベル表示の検査を行う。港湾保健

[25] Perishable Products Exports Control Board
[26] Agricultural Research Council

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

当局は米国食品医薬品局[27]、英国食品安全局[28]、豪州食品安全局[29]などの機関による調査報告に頼っており、これらの機関が通知する注意喚起に合わせた対応を行っている。健康に関する警告がでている場合、南アフリカの港湾は汚染分析を行いさらに詳細な分析が行われるまでは輸入を差し止める。

港湾では一定の頻度でサンプル検査が行われる。港湾保健検査官はおおよそ1カートン分（2～5kgの果実）をサンプルとして採取する。試験は積荷の到着後すぐに行われる。サンプルのサイズは商品別の基準ガイドラインで規定されている。ガイドラインはCodex規格に基づく。採取されたサンプルは試験所に分析のために送られる。検査結果は分かり次第、輸入業者や代行業者に通知される。通常、結果が判明するまでに生鮮品の場合だと約2日、穀物類だと最低2～5日を要する。

南アフリカはWTO加盟国でSPS協定、TBT協定の適用の国際基準としてCodex規格と基準を認めている。Codex規格は南アフリカにおいて健康のためのガイドラインと基準確立の際に指針的な役割を果たしているが、上述の状況以外ではほとんど使用されない。保健省の南アフリカ食品管理局[30]と南アフリカ農務省は、MRL基準の策定と施行を担当する。商品に問題がある場合、積荷はさらに詳細な分析を行うために留め置かれるか、破棄されるか、発送地に戻されるかのいずれかの措置がとられる。実験所は検査結果を港湾保健当局に報告し、そこから保健大臣に報告される。これらの情報は輸出入業者と政府の間の秘密事項とする。輸入業者は違反した場合の最終的費用を負担する。港湾保健検査官は今後の試験に利用できるようデータベースを構築している。

農薬残留規定の改正については以下に詳しい。
・Regulations Governing Maximum Limits for Pesticide Residues in Foodstuffs: Amendment –R548/2010
http://www.doh.gov.za/docs/index.html

６．輸入手続

1983年農業病害虫法[31]（1983年第36号法）の新しい規定は2006年4月20日に施行され、規制品目（生存植物や枯死植物の一部、病原体、害虫、稀少動物、培地、感染性材料、蜂蜜、みつろう、中古養蜂機器等）には輸入関税許可の取得（50ランド）を義務付けている。一年間有効の輸入許可証一通が以下の品目に対して発行される。
・種（最大10属、または5属2種）

[27] U.S. Food and Drug Administration
[28] U.K. Food Authority
[29] Australian Food Authority
[30] South African Food Control Division
[31] Agricultural Pest Act of 1983

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

・根付き植物（最大10属）
・その他植物材料（最大8属）
・果実や野菜（10属/科）
・切り花（10科）
・10科/属の木材（R1013に記載がないもの）
・生物防除資材/研究用生物（10種/宿主種）と培地

食品、農産物の基本的な輸入手続きは以下のとおり。

- 南アフリカ政府によって定められた輸入禁止・規制品目に該当しないことを確認する。
  （注）例外として南アフリカの規制機関が認定する特定の国からの輸出が認められている食品
  や農産物もある。ほとんどの国からの牛の特定部位の輸出は禁止されている。
- 輸出入申請や必要書類の作成が可能な輸出入業者を選定する。
- 牛肉や家禽の場合、輸入が認められているのは農務省が認定した海外の精肉機関（畜殺場、解体場）からの肉のみである。
- 輸入ライセンス、動物検疫証明書、輸入許可証を必要とする場合、貨物が輸出国から出荷される前にこれらを取得する必要がある。
- 輸入食品や農産物には、輸出国の管轄機関が発行する植物検疫証明書または保健証明書を添付する必要がある。これらの書類は入港地での通関と目視検査の簡素化のために輸入許可証に添えて提出することが義務付けられている。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［3］ アフリカ成長機会法（AGOA）

米国はサブサハラ・アフリカからの対米輸出を拡大させる目的で、アフリカ成長機会法（AGOA)[32]を 2000 年に施行した。当初は 2008 年までの 8 年間を対象期間としていたが、2004 年 7 月に改正され 2015 年まで延長された。

米国には一般特恵関税制度（GSP)があり、サブサハラ・アフリカ諸国の多くは従来から 4,650 品目に対する免税措置を受けていた。AGOA ではこの措置を拡大する目的で、GSP とあわせて約 7,000 品目（AGOA 法成立により GSP に追加された約 1,800 品目を含む）が無税対象となっている。対象品目には衣類、靴、ワイン、特定の自動車部品、農産物、化学物質、鉄鋼など多くの品目が含まれる。

さらに、繊維製品は特恵関税制度（GSP)の例外であるが、AGOA 適用対象国で繊維製品輸出管理を行うための査証制度を導入した国に対しては、繊維製品輸出に関して優遇措置を適用している。

１．AGOA 原産地一般規則

AGOA の適用を受けるためには、その品目が AGOA 適用対象国のサブサハラ・アフリカ諸国で「栽培、生産、製造されたもの」でなければならないことが定められている。

AGOA の一般的原産地規則（繊維製品を除く）の主要点は以下のとおり。

- AGOA 対象国から米国に直接輸入されたもの。
- AGOA 対象国のいずれかで栽培、生産、製造されたもの。
- 第三国の原料を利用してもよい。ただし AGOA 対象国で生産された原材料の直接費用または取引価額と AGOA 対象国内で行われた「直接加工費」を足した合計額が、米国通関での査定価格の最低 35％に相当する事を条件としている。米国税関は一般に商品を総取引価額で査定する。総取引価額には、買主が負担する包装費、販売手数料、ロイヤリティ、ライセンシングフィー、販売の条件として買主に無料で提供された支援の換算価値が含まれる。「直接加工費」に含まれるものは、人件費、エンジニアリングまたは品質管理費、機械費（および機器の減価償却費）に加えて、研究開発費が含まれる。CIF（運賃込み条件)などの費用は一般に取引価額から除外される。
- また、35%価額（米国通関地で査定された金額）の内 15%までが米国の部品や原材料で構成されている事。

[32] The African Growth and Opportunity Act

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

２．AGOA 繊維製品原産地規則

AGOA では繊維製品に対する優遇措置を定めている。ただし、特定の原産地規則やその他運用上の条件を満たさなければならない。

AGOA の「繊維製品」規定の主な特徴は以下のとおり。

- AGOA 要件を満たすサブサハラ・アフリカ諸国が AGOA による免税措置を受けようとする場合、まず「繊維製品」規定を満たしているという証明を受けなければならない。そのためには「違法な貨物積み替えと偽造書類防止のための適切な査証制度を確立させ、必要な運用と実証手続きを導入する」事が必要となる。
- 米国の織物、毛糸、糸を使用して AGOA 対象国で作られた繊維製品は、割当による制限を受けずに免税で米国への輸入が認められる。これらの繊維製品に「刺繍、ストーンウォッシュ、酵素漂白、プリントなどの加工が施されて」いてもよい。
- AGOA 対象国が国内または自国以外の AGOA 対象国で生産された織物や糸を使って生産した繊維製品は次の条件において米国市場へのアクセスが認められる。米国の衣類輸入全体の 1.5%を上限とする。上限は 2008 年までに毎年同じ割合で引き上げられ、最終的に 3.5%まで引き上げられる。2008 年から 2015 年の期間、割当は変更されない。AGOA 法の改正により上限の適用比率が 2 倍になった。上限は平方メートル換算 (SMEs)で計算されドル換算はされない。データが入手可能な過去 12 カ月の間に米国に輸入されたすべての衣類品目の SME 合計が基準となる。
- その他 AGOA の特恵措置の対象となる繊維製品に関して、その製品に外国産の被服用芯地が含まれているという理由だけで免税措置を受ける資格が無いという事にはならない。ただし、芯地（とその他の付属、縁取り）の価額が完成衣類の部品費用の 25%を超えないことが条件となる。
- AGOA の特恵措置の対象となる繊維製品に関して、その繊維製品に米国または AGOA 対象国で生産されていない織物や糸が使われているという理由だけで免税措置を受ける資格が無いという事にはならない。ただし、その織物や糸が衣類の総重量の 10%を超えないことが条件となる。
- 開発途上国（LDC）に対する特別ルールとして、当初 2004 年 9 月 30 日までの 4 年間にわたり非原産国の織物を原料とする繊維製品の免税輸入を認めていた。AGOA III はこの規定をさらに 3 年間 2007 年 9 月まで延長したが、延長最終年にこのカテゴリーの割当レベルは半減することが決められた。南アフリカ、ガボン、モーリシャス、セイシェルズは LDC に指定されていないため、通常の原産地規則の免除による恩恵はない。
- AGOA による免税措置を受けて繊維製品を米国に輸出したい服飾メーカーは、生産または輸出した後に最低でも 2 年間にわたって生産に使用した原材料を含む当該製品の輸出と生産の内容を記録することが義務付けられている。この目的において製造業者は原産地証明の作成と署名を義務付けられている。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

2010 年 1 月時点 AGOA 対象国は 40 カ国で、そのうち 27 カ国が繊維製品の「特別ルール」適用対象国となっている。

表：AGOA 対象国、※丸印は繊維製品の特別ルール適用国

国名	※	国名	※	国名	※	国名	※
アンゴラ		コンゴ（旧ザイール）		マラウイ	○	セーシェル	
ベニン	○	ジブチ		マリ	○	シエラレオネ	○
ボツワナ	○	エチオピア	○	モーリシャス	○	南ア共和国	
ブルキナファソ	○	ガボン		モザンビーク	○	スワジランド	○
ブルンジ		ガンビア	○	モーリタニア	○	タンザニア	○
カメルーン	○	ガーナ	○	ナミビア	○	トーゴ	
カボベルデ	○	ギニアビサウ		ナイジェリア	○	ウガンダ	○
チャド	○	ケニア	○	ルワンダ	○	ザンビア	○
コモロ		レソト	○	サントメプリンシペ			
コンゴ共和国		リベリア		セネガル	○		

（出所）http://www.agoa.gov/eligibility/country_eligibility.html をもとに作成。

詳細については以下の資料を参照のこと。

①AGOA 法（原産地規則含む）
http://www.agoa.gov/

②AGOA 繊維製品原産地証明
http://www.agoa.info/

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［4］ 南アフリカ・EU 貿易開発協力協定（TDCA）

南アフリカ・EU 貿易開発協力協定（TDCA） は、南アフリカと EU との間の政治的対話の促進、自由貿易圏の設立、開発協力、経済協力など幅広い分野での包括的協定となっている。

TDCA は EU と南アフリカとの間の自由貿易圏の設立を視野に入れている。協定発効後、EU 側は 10 年間の移行期間で南アフリカからの輸入品の 95%、南アフリカ側は 12 年間の移行期間で EU からの輸入品の 86%を完全自由化することを定めている。2010 年 8 月時点で EU－南アフリカ貿易の 90%がカバーされている。両国の競争力の劣る分野を保護するため、特定品目は対象から除外されるか、段階的な自由化にとどまっている。EU 側では主に農業分野、南アフリカ側は自動車・同部品、繊維・同製品、肉、酪農製品、穀物類、砂糖などがこれにあたる。自動車部門は 2006 年 12 月以降に段階的に自由化することが定められた。

協定の範囲は以下のとおり。

（1）政治的対話の促進

政治的対話では双方の関心事項をすべて対象とし、民主政治、法律、人権尊重の支援、社会正義の促進、貧困、人種、性、政治、宗教、文化など、EUはあらゆる差別を排除する環境形成に向けた支援をする。

（2）自由貿易圏の設立

(ア)協定発効後、EU側は10年間の移行期間で南アフリカからの輸入品の95%、南アフリカ側は12年間の移行期間でEUからの輸入品の86%を完全自由化する。

(イ) EU側は、南アフリカが属する南部アフリカ関税同盟（SACU）に対して、EU-南アフリカ自由貿易圏の設立に伴い必要な調整を行う。

(ウ)南アフリカ以外の南部アフリカ開発共同体（SADC）に対してプラスの影響を与えるような条項を設ける。

（3）通商問題

①南アフリカ・EU間の通商関連規制：WTO、世界知的所有権機関（WIPO）などの国際機関による取り決めと同等以上にする。

②政府調達：EU、南アフリカ双方の政府調達において公平、平等かつ透明なアクセスを保障するために協力する。

③知的財産権：EU、南アフリカ双方が国際基準との調和のもと、知的財産権の適切、効果的な保護を保障し、問題が生じた場合には協議を行う。

④関税同盟や自由貿易圏の維持・設立：南アフリカかEUの一方がその他の国、地域と関税同盟や自由貿易圏の維持・設立を行うにあたっては、双方の利益に関係するため、協議を行う。

⑤アンチダンピング課税、相殺関税率：実施に先立ち、南アフリカ・EU双方とも追徴課税を受け入れるか、価格、数量或いはその組み合わせによる調整のいずれかを選択することができる。

⑥セーフガード：南アフリカは次の場合にセーフガードを発動することができる。また、南アフリカおよびその他のSACU加盟国は、自由化の影響が南アフリカ或いはその他加盟国で対応できる範囲を超えている場合、一時的な保護策の実施、自由化のペースをスローダウンすることができる。

・輸入の増加が南アフリカの国内産業に深刻な打撃を与える、もしくはその恐れがある場合。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

・輸入急増が南アフリカ以外のSACU加盟国の経済状況を悪化させる、もしくはその恐れがある場合。

⑦中古品競争政策：国内産業保護のため中古品は自由化対象から除外される。

⑧競争政策

・南アフリカ側は現在の競争政策および競争法に沿った政策を実施する。
・それぞれの利害に関係する国内法の導入に関しては、南アフリカ、EU双方の利害調整を行う協議メカニズムを設立する。
・（EUが要求した）国家による補助政策、サービス分野については除外される。

⑨公的補助

・南アフリカ・EU双方とも国内産業等に対する公的補助については、公平かつ透明な方法により行わなければならない。
・一方で、南アフリカ経済および産業構造の改革において公的補助の役割を認める。
・公的補助により公平な競争が侵害される場合は、双方が満足する解決策を見出すために協議を行う。

（4）経済協力

南アフリカ産業の構造改革および近代化、投資促進および保護、貿易開発、中小零細企業振興、情報・通信技術、エネルギー分野、鉱業・鉱物資源、運輸、観光、サービス・消費者保護などの分野での協力について合意。

（5）開発協力

EUと南アフリカは、政治対話とパートナーシップの枠組みに沿って開発協力を行う。南アフリカの世界経済への統合のほか、経済・社会開発を進めていく上では、持続可能性を考慮している。

・ 南アフリカ経済の世界経済・貿易への更なる統合に向けた政策支援
・ 雇用創出、民間企業育成、地域統合・地域協力支援。特に、自由貿易協定設立に伴うSACU内での調製支援。
・ 生活条件の改善と基礎社会サービスの提供
・ 民主主義、人権保護、堅実な公共部門の運営、市民社会の強化と開発過程への参加

（6）その他の分野での協力（社会・文化協力）

環境、文化、社会問題、情報、プレス、オーディオ・ビジュアル、人材開発、麻薬・マネーロンダリング取り締まり、データ保護、保健分野での協力を行う。

TDCA は 1999 年 10 月にプレトリアで締結され、2000 年 1 月から一部発効されたのち 2004 年 5 月に施行された。本協定は、科学技術協定、ワイン協定、蒸留酒協定の 3 つの追加協定で補完されている。漁業協定に関しては、南アフリカが水産資源を国内の「歴史的に不利益を被ったグループ」に優先的に割り当てる政策を採っており、EU 企業に対する漁獲割当を認めないため、EU 側も同協定が妥結するまで関税を引き下げないとしており進展がない。

詳細については以下の資料を参照のこと。

・TDCA Protocol 1 on Rules of Origin
http://europa.eu/

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［5］ 南部アフリカ関税同盟（SACU）

南部アフリカ関税同盟(SACU)[33]にはボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドの 5 ヵ国が加盟する。SACU は加盟国間で域内関税を撤廃し、共通対外関税を採用している。

2004 年 7 月 15 日に施行された 02 年 SACU 条約改定では、税関手続き、標準化、技術規則、SPS 措置、競争、不公正貿易慣行など多岐にわたる分野で政策協調を目指しているものの、実現には至っていない。これまでに実施された協調政策には関税率、国内消費税、関税の払戻し、税関査定、原産地非特恵規則、付随的な貿易是正措置などである。

SACU 加盟諸国は、南部アフリカ開発共同体(SADC)[34]にも加盟している。SACU は欧州自由貿易連合（EFTA）や MERCOSUR と特恵貿易協定を締結している。さらに貿易政策の協調を推進するため、SACU 加盟国は、同盟全体として新たな特恵貿易協定の交渉を始める事に合意した。2010 年 9 月現在、EU と経済パートナーシップの交渉の最終段階に入っている。

SACU 諸国の投資制度の協調は、特定の関税免除、自動車産業開発プログラム、繊維衣類産業開発プログラムを除いて、まだ実現されていない。その他の奨励制度はそれぞれの国ごとに行われている。SACU 諸国は一般に海外投資に門戸を開いているが、一部の加盟国では小規模産業やサービスの海外投資規制を維持している国もある。

詳細については以下の資料を参照のこと。

①2002 年 SACU 条約（2002 SACU Agreement）
http://www.sacu.int/

②SACU－EFTA 自由貿易協定（FTA）
http://www.sacu.int/docs/tradeneg/efta-fta2006.pdf

③SACU－MERCOSUR 特恵貿易協定（PTA）
http://www.sacu.int/

[33] Southern African Customs Union
[34] SADC: Southern African Development Co ミリ unity

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

［6］ 南部アフリカ開発共同体（SADC） 原産地規則

１．SADC 原産地規則の定義

SADC原産地規則は、SADC域内で生産され特恵関税措置の対象となる物と、SADC域外で生産された最恵国待遇（MFN）関税率が適用されるものとを区別するために用いられる。

SADC 原産地規則は商品別に規定されており、関税分類項目ごとに原産地として認めるかどうかの基準が定められている。SADC 域内で特恵措置を受けるためには、プロトコルによる原産地規則に適合していると同時に有効な SADC 原産地証明書を添付しなければならない。

原産地規則には以下の項目がある。

- 完全生産品
- 関税分類の変更
- パーセンテージ規則
- 繊維・衣類の二段階変換工程（域内で生産される繊維製品・衣料に用いられる綿や布地は域内国で調達すること）

域内で生産される繊維製品や衣類は、生産に用いられる綿や布地が域内国で生産されたものであれば SADC 原産地証明の資格がある。非原産原材料の上限は工場引渡し価格の 10%未満と規定されている。一方、梱包、包装、積荷仕分け、単純組み立てなどの付加価値の低い作業や些細な加工作業には原産地資格として加味されない。

２．SADC 原産地証明書の仕様

証明書はサイズ210ミリ x 297ミリ、重量25g/m²のSADCの透かし模様が入ったライトイエローの用紙を使用している。化学的な方法または機械で偽造を判別できるよう背景にはギロシェ模様が入っている。

原産地証明の認定機関である税関に以下の書類を提出する。

- 正確に記入された SADC 原産地証明書
- 税関申告書 (輸出入)
- 輸出インボイス
- 付加価値要件を審査するための認定済み原価計算書
- その他税関が要求する書類

SADC 原産地証明は EUR1 と同様の方法で運用されている。輸出業者は SADC 原産地証明書をつけて積荷を発送した場合のみ、SADC 域内に免税品として入国が認められる。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

原産地証明書の記入手順（南アフリカの場合）

Block 1 – 輸出者
インボイスに記載されている南アフリカの輸出業者の名称と所在地住所を記入する。信用状が添付されている場合のみ私書箱住所を認める。その場合は信用状が 1 部必要となる。

Block 2 – 荷受人
発送した積荷の受取人の名称と住所を記載する。状況によっては“To Order”としてもよい。

Block 3 - 原産国
生産国を記載する。原産国ごとに原産地証明を 1 通ずつ作成する事が義務付けられている。

Block 4 - 輸送手段
船便、航空便、道路輸送、鉄道または必要に応じて複数の交通手段を記載する。

Block 5 – 注記
特に記入の必要はないが、信用状番号、輸入ライセンス番号等を記入してもよい。しかし、ここに信用状番号を記載した場合は信用状を添付しなければならない。

Block 6 - 品目番号
商業インボイスに記載されている項目通りに記入する。1-10 などの連続番号が付与されている場合には個別記載は不要。

Block 7 - マーク、番号
ここにはステンシルその他の方法で積荷のパッケージにつけられる実際のマークと番号を記入する。通常は次の組み合わせからなる。
・荷受人か荷送人かを識別するマーク
・港、空港その他仕向け地を識別する仕向け港マーク
・契約書で定められているレファレンス番号
・実際の梱包数（例えば 1 of 1, 1 – 10, 1/15 というように記載）。

Block 8 – 商品内容
商品内容の説明は通常の取引表示に従って記載する。物品の性質を具体的に表記するもので、曖昧な表現や一般的な表記は認められない。また、単に商標やブランド名のみの記入も認められない。物品の内容説明は商業インボイスの記載と一致すること。梱包の詳細についてもこの欄に記入する。

Block 9 – 数量
総個数またはカートン数。いずれも個数かカートンの別を記入する。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.

Block 10 - インボイス価格

インボイス価格を米ドルか南アフリカランドで記入する。積み替え荷物の場合は“Not Declared”と記入する。申請にはインボイスを１部添付する。

（注）商工会議所は、当事者以外の代行業者の運転手やメッセンジャーの署名をもって原産地証明書を交付することはできない。代行者を通じて申請する場合はその旨を記した「委任状」を提出する必要がある。委任状は社名入りの便箋で作成し、原産地証明書に署名する権限のある者をすべて記載する必要がある。

原産地証明書は商業インボイスが添付されていなければ承認の押印ができない。

インボイス、パッキングリストその他承認印が必要な書類がある場合、控えの保管用にコピーを持参すること。

詳細については以下の資料を参照のこと。

①SADC 域内貿易に関する簡易チェックリスト（Simple Checklist for Importing from and Exporting to SADC Member States）
http://www.satradehub.org/assets/_files/Reports/Simple_Import_and_Export_checklist_for_Madagascar.pdf

②SADC 原産地規制施行における手続きマニュアル（SADC Procedures Manual on the Implementation of the Rules of Origin Appendix I of Annex I of the SADC Protocol on Trade）
http://www.sadc.int/fta

③SADC 原産地規則輸出業者ガイドマニュアル（SADC Rules of Origin Exporters Guide Manual）
http://www.sadc.int/fta

本報告書の利用についての注意・免責事項
本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。
海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。
ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

Copyright © 2010 JETRO. All rights reserved.